

## 空き家に関する自治体の法的責任と役割の最前線

弁護士 荒井達也

### 1 国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。(以下略)

第二条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。(以下略)

### 2 権限と責任は表裏一体——規制権限の不行使に関する国家賠償責任（最高裁判例）

「国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である」

→考慮要素：①被侵害法益、②予見可能性、③結果回避可能性、④期待可能性

### 3 空き家法

「この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、…市町村…による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。」

☆「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。…）をいう。

☆改正空き家法と自治体の権限：管理不全空家等への措置、報告徴収権、緊急代執行等

### 4 熊本地判令和3年6月23日（判例秘書L07650759）

県道を走行していた自動車に、県道沿いの土地に生育していた樹木が車道内に倒れて直撃し、被害者が死亡した事故につき、被害者の父母らが、市に対して、県道の設置又は管理に瑕疵があり（国賠法2条1項）、道路管理義務を怠った過失がある（1条1項）とし

て、損害賠償を求めた事案（判示部分→別紙）。

→裁判所は、市は道路の設置又は管理に瑕疵があったとして損害賠償責任を肯定

### 熊本地判令和3年6月23日（判例秘書L07650759）（抄）

「3 争点3（本件県道の設置又は管理の瑕疵の有無…）について

（1）国家賠償法2条1項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、当該営造物の使用に関連して事故が発生し、被害が生じた場合において、当該営造物の設置又は管理に瑕疵があったとみられるかどうかは、その事故当時における当該営造物の構造、用法、場所的環境、利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的に個別的に判断すべきであるものと解される…。

（2）これを本件についてみるに、…被告熊本市は、政令指定都市となった平成24年4月から本件県道の管理を開始し、被告熊本市の委託を受けた業者が本件県道のパトロールを実施していたところ、本件県道沿いの私有地には竹木の生育する山林が多くあり、私有地に生育する竹が本件県道上にしなだれてきたり、強い風雨のときに竹が本件県道に倒れ込むという状況が頻繁に確認されていた上、本件事故前日の道路パトロール日誌に重点的留意事項として倒木に注意する旨が記載されていたことからしても、本件県道沿いの私有地からの倒木の危険性に特に留意すべき状況にあったことがうかがわれる。

また、…被告熊本市は、本件県道沿いの私有地の所有者に対し、平成25年8月8日付け文書及び平成26年5月29日付け文書を送付し、私有地上の竹木の伐採や剪定を依頼していたものであり、このうち平成25年8月8日付け文書では樹木の枯渇による倒木の危険性について言及していた…上、平成27年3月には、樹木管理の専門業者に委託して本件事故現場の近くに生育していた枯死した樹木を伐採し…、同年12月13日には、本件事故現場から北側に約800m離れた場所にある本件県道沿いの私有地の樹木が倒木し、本件県道を走行していた車両が損傷する事故まで起きていた…のであるから、本件県道沿いの私有地内に倒木の危険性のある枯損した樹木が存在することも本件事故前から把握していたといえる。

そして、上記のとおり、被告熊本市は、業者に委託して本件県道沿いの私有地の竹木の伐採や支障枝の剪定を行っていたものの、本件県道に竹が倒れ込むことが頻繁にあり、樹木が本件県道に倒れこんで走行車両が損傷する事故も起きていたのであるから、被告熊本市の伐採等の対応によっては私有地の竹木が本件県道に倒れ込むことを十分に防止できていなかったものと評価される。

さらに、本件土地は竹木の生い茂る山林であり、本件事故当時に本件土地を主に管理していたのはBの兄であったところ、前記1（3）オ、カで認定したBの兄の被告熊本市の職員等に対する対応からすると、Bの兄が本件土地上の竹木について必要な剪定等を行うことなく放置していたことを本件県道の管理者である被告熊本市も認識していたことが推認されるから、被告熊本市において本件土地上の竹木が本件県道に倒れ込む危険性があることも予見し得る状況にあったといえる。

以上に加え、…本件県道の交通量が比較的多かったと考えられることも考慮すると、本件県道沿いの本件土地を含む私有地上の竹木が本件県道に倒れ込んで事故が起きることを被告熊本市が予見することは可能であったというべきであり、外部の委託業者によるパトロールや事前

の竹木の伐採等の対応によって竹木が本件県道に倒れ込むことが防止できていなかった状況下では、被告熊本市において、本件県道に沿って金属製のフェンスや防護柵を設置するなど倒れた竹木が本件県道に入り込むことを防止する対策を講ずる必要があったというべきであるし、かかる対策を講ずることが困難であったことをうかがわせる事情はない。

ところが、本件県道には、被告熊本市が管理の移譲を受けた時点で熊本県が設置した防護柵が一部存在しただけであり、他に本件土地を含む倒木の危険性のある竹木が生育する土地があったにもかかわらず、これらと本件県道との間に防護柵等が設置されていなかったものであるから、本件県道は通常有すべき安全性を欠き、その設置又は管理に瑕疵があったものと認められる。

(3) 被告熊本市は、①本件県道から本件樹木の存在を認識することはできず、認識できたとしても本件樹木が倒れる危険性までを認識することはできなかつた、②被告熊本市が道路管理者として管理すべき対象は本件県道の道路区域である歩道端までであるから、道路区域ではない本件土地に生育する竹木を管理することはできない、③被告熊本市は業者に委託して本件県道のパトロールを実施するとともに、本件県道に倒れる可能性のある竹木や交通の支障となる枝がある場合には、自ら伐採等をしたり、竹木の所有者に伐採等を依頼するなどの適切な管理を行っていたのであるから、本件県道の設置又は管理に瑕疵があるとはいえないと主張する。

しかしながら、①の点については、確かに、…本件県道から本件樹木の状態を確認することは困難であったと考えられるものの、本件県道沿いの私有地上の竹木が本件県道に倒れ込んで事故が起きる危険性に特に留意すべき状況にあった…以上、本件県道の管理者である被告熊本市には当該危険に対する対策を早急に講じることが要求されていたというべきであって、このことは本件県道から本件樹木の状態を確認できたか否かによって異なるものではない（本件県道沿いの私有地から道路内に倒れ込む危険性のある竹木は本件県道から視認できるものに限られるものではないから、本件県道から視認できる範囲の竹木への対策をすれば足りるというものではないともいえる。）。なお、本件樹木の状態を確認していれば、専門家でなくてもその外観から倒木の危険があることを予想することが可能であったことは前記2（2）で説示したとおりである（H樹木医は、樹木医など樹木に精通した人物が、狭い区域に限定して樹木1本1本を詳しく調査すれば、本件樹木を倒木前に発見することができたかもしれないが、作業員がどのようなパトロールをしても、今回の樹木の倒れる危険性を察知することは極めて困難であったと思われる旨の見解を示しているが、これは本件県道上の通常のパトロールで本件樹木を発見することが困難である旨をいうものと解され、生育活動を示す緑葉がなく外観から枯損していることが把握できる樹木であっても、専門家でなければ倒木の危険性があることを予想することができないという趣旨であるとまでは解されない。）。)

②の点については、確かに本件樹木の存在する本件土地が私有地であって被告熊本市の管理する本件県道の道路区域には該当しない…が、そのことを前提としても、本件県道内に周囲の私有地から竹木が倒れ込むことを防止することは、道路を常時良好な状態に保って交通に支障

を及ぼさないようにするために必要な対策であり（道路法42条1項参照）、これは本件県道を管理する被告熊本市に求められる義務であるといえる。③の点については、前記1（3）イないしカのとおり、被告熊本市は、業者に委託して本件県道のパトロールを実施するとともに、本件県道沿いの私有地の所有者に竹木の伐採・剪定を求める書面を送付したり、樹木管理の専門業者に委託して本件県道の通行の支障のおそれのある竹木の伐採等を行い、平成26年7月及び平成28年3月には本件土地に生育する竹木の支障枝を剪定する等していたことが認められるものの、これらの対応によって私有地の竹木が本件県道に倒れ込むことを未然に防止することができていなかった以上、これらの対応がされていたことをもって本件県道が通常有すべき安全性を備えていたということとはできない。

したがって、被告熊本市の上記主張を採用することはできない。

（4）よって、本件道路の設置又は管理には瑕疵があったと認められるから、被告熊本市のDの職員3名の刑事処分が不起訴であったこと（前記第2の1（6））を踏まえても、本件道路の管理者である被告熊本市は国家賠償法2条1項に基づく損害賠償責任を負う（そのため、争点4についての判断は不要となる。）。」

以上